

国保連合会だより



NO. 30-4
平成30年 8月16日
静岡県国民健康保険団体連合会
〒420-8558
静岡市葵区春日2丁目4番34号
TEL (054) 253-5581
<https://www.shizukokuhoren.or.jp/>

1 静岡県単独特定疾患治療研究事業の取扱いの変更について

平成30年10月診療分(11月請求分)から静岡県が実施する県単独特定疾患治療研究事業の取扱いが変更になります。

- ・ 公費負担者番号の変更
51226025 から 86226024 に変更となります。
- ・ 対象者
県が指定した対象疾患に罹患しており、各疾患の診断基準を満たしている方
- ・ 対象疾患
橋本病
突発性難聴
- ・ 助成内容等
受給者番号、負担上限月額等助成内容に変更ありません。

2 「診療報酬明細書記載要領の変更に伴うレセプト電算処理システム用コードの入力について」

平成30年4月の保医発0326第5号平成30年3月26日付「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正により以下のとおり、記載要領の変更がありましたので、その取扱いに御留意願います。

また、9月診療分以前については、コードによるレセプト表示文言のとおり記載する必要はありませんが、その旨がわかる記載又は当該診療行為に係る記載事項であることがわかる記載をお願いします。

- ・ 電子レセプトによる請求の場合、診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等が、平成30年10月診療分以降、レセプト電算処理システム用コードがあるものについては該当するコードでの入力となります。

3 「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について

平成30年8月からの高額療養費制度の見直し等に伴い、「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正が行われました。

レセプト作成の際は、記載要領等の改正内容を御確認くださいようお願いいたします。

4 高額療養費算定基準額の改正及び限度額適用認定証の交付について

70歳以上の方の高額療養費の算定基準額が、平成30年8月から下記のとおり改正され、「現役並みⅡ」および「現役並みⅠ」の方には、所得区分確認の為、新たに『限度額適用認定証』の交付が始まりました。

1 高額療養費 算定基準額 (平成30年8月診療から)

| 所得区分 | 負担割合 | 外来+入院 (世帯単位) | |
|-------------------------|----------|---|-------------------------|
| | | 外来のみ (個人単位) | |
| 現役並みⅢ (課税所得 690万円以上) | 3割 | 252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1% <140,100円> ※1 | |
| 現役並みⅡ (課税所得 380万円以上) | | 167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1% <93,000円> ※1 | |
| 現役並みⅠ (課税所得 145万円以上) | | 80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% <44,400円> ※1 | |
| 一般 | 1割 2割 | 18,000円 (年間上限額 144,000円) ※2 | 57,600円 <44,400円> ※1 |
| 低所得者Ⅱ | | 8,000円 | 24,600円 |
| 低所得者Ⅰ | | 8,000円 | 15,000円 |

※1 高額療養費多数回該当の場合の算定基準額

※2 8月1日から翌年7月31日までの1年間の上限額

2 変更箇所

(1) 高額療養費

- ① 現役並み所得区分の外来特例が廃止される。
- ② 現役並み所得区分が、「現役並みⅢ」「現役並みⅡ」「現役並みⅠ」の3区分に細分化され、算定基準額が表のとおり、それぞれ規定される。
- ③ 一般区分の外来特例に係る算定基準額が、18,000円に引き上げられる。

(2) 限度額適用認定証

新設された「現役並みⅡ」及び「現役並みⅠ」に該当する方(表太枠内)には、**被保険者の申請により保険者から『限度額適用認定証』が交付されます。**

『限度額適用認定証』にて所得区分が確認できる場合には、それぞれの所得区分による算定基準額にて現物給付していただきます。

「現役並みⅡ」及び「現役並みⅠ」に該当する方でも『限度額適用認定証』をお持ちでない場合は、「現役並みⅢ」の算定基準額にて現物給付をしていただくようになります。

平成30年8月以降の診療分については、レセプトの特記事項欄の記載が次のように変更されます。

| 現行(平成29年8月～平成30年7月診療分まで) | | | 平成30年8月以降診療分 | | |
|--------------------------|-------------|------------|--------------|-------------|-------------|
| 特記 | 所得区分(70歳以上) | | 特記 | 所得区分(70歳未満) | 所得区分(70歳以上) |
| 17 | 上位 | 現役並み所得 | 26 | 区ア 区分ア | 現役並みⅢ |
| 18 | 一般 | 一般 | 27 | 区イ 区分イ | 現役並みⅡ |
| 19 | 低所 | 低所得Ⅱ I | 28 | 区ウ 区分ウ | 現役並みⅠ |
| 22 | 多上 | 現役並み所得/多数回 | 29 | 区エ 区分エ | 一般 |
| 34 | 多工 | 一般/多数回 | 30 | 区オ 区分オ | 低所得Ⅱ I |
| | | | 31 | 多ア 区分ア/多数回 | 現役並みⅢ/多数回 |
| | | | 32 | 多イ 区分イ/多数回 | 現役並みⅡ/多数回 |
| | | | 33 | 多ウ 区分ウ/多数回 | 現役並みⅠ/多数回 |
| | | | 34 | 多エ 区分エ/多数回 | 一般/多数回 |
| | | | 35 | 多才 区分オ/多数回 | - |

※22及び34は、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合に記載

※17～22は削除

※31～35は、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合に記載

※現役並みⅠⅡは限度額適用認定証が発行されます。